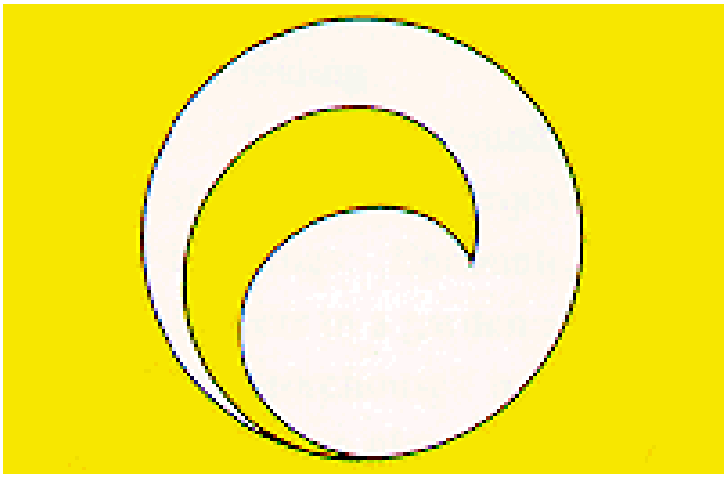
認可地縁団体に関する手引書



函館市市民部市民・男女共同参画課

令和 8 年（2026 年）10 月改訂

目 次

はじめに‥‥‥

12 留意事項…… ２２

規約例…… ２３

様式…… ３５

● はじめに

町会・自治会は，過去の長い間において，ＰＴＡや青年団などと同様「権利能力なき社団」と位置付けられ，団体名義では不動産登記ができない状態であったため，町会・自治会所有の不動産の登記に際しては，やむなく会長名義や複数役員の共有名義で行っておりました。

ところが，これらの個人名義の登記は，当該名義人が転居や死亡することが起こり得るため，名義変更や相続登記の関係で，様々なトラブルが生じ，長い間，深刻な問題となっておりました。

こうした問題に対処するために，平成３年４月に地方自治法が改正され，町会・自治会が市町村長の認可を得て法人格を得ることにより，町会・自治会名義で不動産登記等ができるようになりました。（この市町村長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。）

さらに，令和３年度には第１１次地方分権一括法による地方自治法の改正が行われ，近年，高齢者等への生活支援や地域交通の維持，地域の特産品開発等の経済活動も含めた幅広い活動を行う町会・自治会があることを踏まえ，これらの町会・自治会が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことに資するよう不動産の保有予定がなくても，地域的な共同活動を円滑に行うため法人格を付与することが可能となりました。

この手引書は，町会・自治会が地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に法人格を取得するための手続きなどをする場合に限定してまとめたものです。

● 「地縁による団体」とは

町会・自治会のように一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織され，地域的な共同活動を行っている団体のことをいいます（一定の区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体）。

これに対し，青年団や婦人会，老人クラブのように性別や年齢が限定される団体，またはスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は地縁による団体とは考えられません。

〈認可の申請について〉

１　認可の要件

● 認可を受けるための要件

①市長の認可

町会・自治会が法人格を得るためには，市長の認可が必要です。

法人格を得る目的は，地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあります。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの町会・自治会や，区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように，一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

②認可の要件

認可の要件は以下の４つとなります。

（１）町会・自治会が区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていると認められること。

ここでの共同活動とは，清掃活動，防犯活動，防災活動，集会所の管理など，一般的な町会・自治会活動のことを指します。

（２）町会・自治会の区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また，この区域において町会・自治会が相当の期間にわたって存続していること。

地番などで町会・自治会の区域が容易にわかる状態であることが必要です。他の町会・自治会と区域が重なったり，区域が流動的であったりする場合などは認可されません。

また，町会・自治会が安定的に存在していなければなりませんので，相当数の年数を活動している必要があります。

（３）町会・自治会の区域に住所を有するすべての個人は，構成員となることができるものとし，その相当数の者が現に構成員となっていること。

○「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味ですので，世帯単位を構成員とすることは認められません。また，区域内に住所があること以外に年齢や性別，国籍等の加入条件をつけたり加入を希望する人を拒むことは認められません。

○「相当数」とは，各地域における町会・自治会への加入状況を勘案するものですが，一般的には当該区域内の全住民の過半数が構成員となっていることを示します。

（４）下記の事項を全て含む規約を定めていること。

㋐ 目的
㋑ 名称
㋒ 区域
㋓ 主たる事務所の所在地
㋔ 構成員の資格に関する事項
㋕ 代表者に関する事項
㋖ 会議に関する事項
㋗ 資産に関する事項

認可を受ける場合には上記８項目を全て含んだ規約を定める必要があります。この項目以外の事項を定めることに関しては問題ありませんが，活動目的に政治目的，営利目的を含むものについては認められません。

また，規約の名称について特に制限はありませんので，「○○町会規則」「××自治会規程」等の名称でも構いません。

※　規約については規約例（23ページ）を参照

２ 認可申請の手続き

◎実際に認可申請を行う場合は，次の流れとなります。

① 町会・自治会内で法人化申請について話し合う

⇩

② 市民部市民・男女共同参画課へ事前相談

⇩

③ 規約案などの作成

⇩

④ 町会・自治会で規約に従った総会を開催
（※役員会などでの議決は認められません。）

下記事項等について議決する
・認可申請することの議決　・規約の改正
・代表者の決定　・構成員の確定
・保有する資産の確定
・代理人を置くときは，代理人の決定

⑤ 申請書類の作成

⇩

⑥ 市民部市民・男女共同参画課へ書類の提出

⇩

⑦ 認可要件審査（書類等に不備があった場合は再提出を求めます。）

認可	不認可
⑧ 市長による認可の告示	申請の却下

３ 認可申請に必要な書類

①【 認可申請書 】

様式（36ページ）

②【 規 約 】

認可申請にあたって改正および作成した，認可要件を全て含む規約であり，総会の承認を得たもの。

（１）規約の内容

「目的」「名称」「区域」「主たる事務所の所在地」「構成員の資格に関する事項」「代表者に関する事項」「会議に関する事項」「資産に関する事項」の８項目については，必ず定められていなければなりません。

（２）各項目の留意点

㋐目 的

『良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うこと』が目的である旨の明記と具体的事項を記載のこと。

㋑団体および規約の名称

制限なし（○○○町会（自治会），○○○町会規約（会則）等）

㋒区 域

客観的に明らかなものとして定められていること。『この会は，函館市○○町全域とする。』でも可。

㋓主たる事務所の所在地

制限なし（町会会館の所在地 等）

㋔構成員の資格に関する事項

『区域に住所を有する全ての個人が会員となることができる』旨を記載のこと。

※ 正当な理由なしに加入を拒めない。

※ 法人や団体は賛助会員となれるが，表決権は有しない。

㋕代表者に関する事項

代表者の選出方法，任期，代表者の権限，代表者に委任する事務等について規定する。

※ 代表者１名を必ず選出すること。

※ １名または複数名の監事ならびに役員（副会長，会計，書記等）を置くこと。

㋖会議に関する事項

通常総会や臨時総会あるいは役員会の招集方法・議決方法・議決事項等について規定する。

㋗資産に関する事項

資産の構成および取得・処分等の管理方法等について規定する。

※ 財産目録を作成すること。

※ 総会の議決を要する財産の処分について明記すること。

③【 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 】

認可を申請することについて決定した総会の議事録の写しで，議長および議事録署名人の署名または記名押印があるもの。

④【 構成員の名簿 】

構成員全員の住所・氏名を記載した名簿。（町会・自治会区域内に住所を有する者は誰でも構成員となれる。）

※ 世帯主のみではなく，構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。全住民が構成員となることができますので，生まれたばかりの子供でも構成員であれば名簿に記載する必要がありますが，全住民が構成員でなければ認可されないということではありませんので，構成員だけの名簿を作成してください。

⑤【 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 】

※　総会に提出された「事業報告書」「収支決算書」等で，町会・自治会の活動実績を証するもの（広く地域的な共同活動の内容が記載されていること）

⑥【 申請者が代表者であることを証する書類 】

（1）申請者を代表者に選出することを議決した「総会議事録」の写しで，議長および議事録署名人の署名または記名押印があるもの

（2）申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで，申請者本人の署名または記名押印があるもの

＜認可後の地縁団体について＞

４　運営について

● 構成員と表決の考え方

認可地縁団体における構成員は区域に住所を有する個人であり，区域に住所を有すること以外には，年齢，性別や国籍等の条件を付すことは法律上認められません。そこで以下の２点について解説します。

（１）賛助会員の考え方

構成員は個人に限られており，区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが，様々な支援を受ける関係から賛助会員として位置づけ，活動に参加することは差し支えありません。

（２）個人単位での表決（地方自治法第２６０条の１８）

「認可地縁団体の各構成員の表決権は，平等とする。」という規定からも，表決権を世帯単位で１票とすることは，原則できません。

● 運営にかかる義務

①　財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し，常に事務所に備え置いてください。

②　構成員名簿の作成備置義務

構成員名簿を作成し，常に事務所に備え置くとともに，構成員の変更があるごとに訂正してください。

③　総会開催の義務

代表者は少なくとも毎年１回，構成員の通常総会を開いてください。

● 認可地縁団体と行政の関係

認可を受けた団体は，認可後であっても従来からの町会・自治会と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり，市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。

● 書面や電磁的方法による決議方法について

① 総会を欠席する構成員の表決権の行使

総会に出席せず意思表示する方法として，次の方法があります。

（１）書面表決

総会に出席せず書面で議決権を行使する方法です。

（２）委任状の活用

他の構成員を代理人として表決を委ねる方法です。

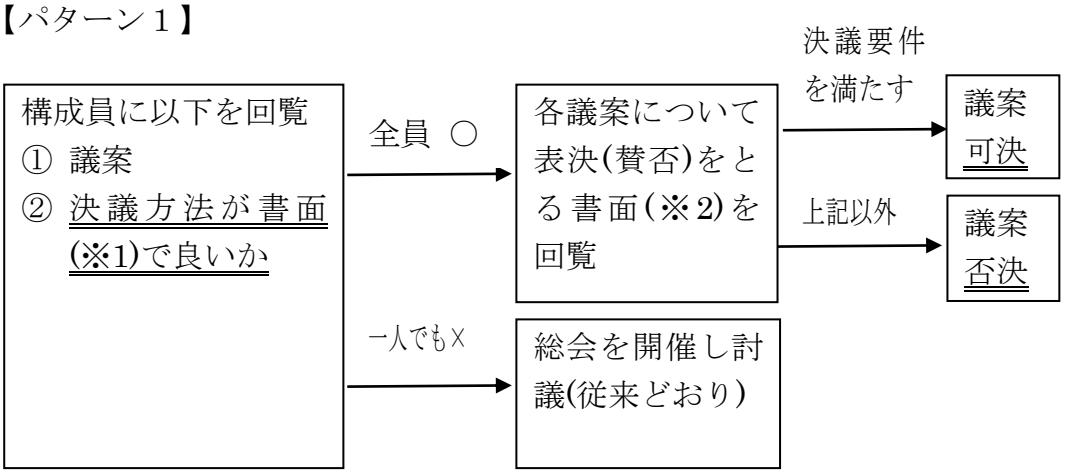
※規約に定めることで，電磁的方法（電子メール，アプリ等）を活用し表決することも可能です。

② 総会の書面表決（電磁的方法による表決）について

従来，認可地縁団体は，総会において決議すべき事項について，会場での総会を開催せずに書面のみをもって決議することはできないものとされていましたが，令和４年８月２０日施行の地方自治法の一部改正により，次の手順を踏む場合に，会場での総会を開催せずに書面または電磁的方法のみにより決議をすることができるようになりました。

■手順

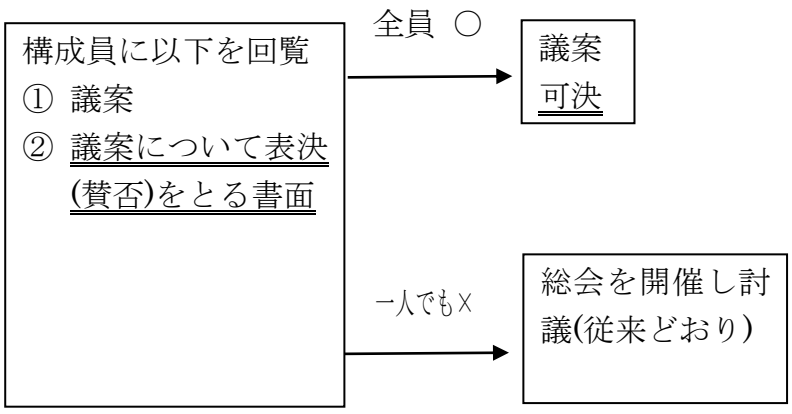
【パターン１】



(※1) 例
「この規約の変更案に賛成か反対かは別として，この議題について総会の場での討議を省略して，書面による決議を行ってよいという方は，この書面の構成員名の横の欄に○を，総会の場で討議する必要があるという方は，×をお書きください。」

(※2) 例
「変更内容について異議がない場合は，この書面の構成員名の横の欄に○を，異議がある場合は×をお書きください。」

【パターン２】



※【パターン１】の場合には，計２回構成員の意思を確認する必要があるのに対して，【パターン２】の場合は，１回の意思の確認で足りるという違いがありますが，【パターン２】の場合は，決議要件によらず，全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

５ 申請した事項に変更があったら

● 規約に変更があったら

認可地縁団体の代表者は，規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」（36ページ）に別途必要書類を添え，市長に届け出し認可を受けなければなりません。

【申請に必要なもの】

・規約変更認可申請書（38 ページ）
・規約変更の内容及び理由を記載した書類
・新旧対照表
・規約変更を総会で議決したことを証する書類
（総会の議事録の写し等で，議長および議事録署名人の署名または記名押印があるもの）
・新規約と旧規約

● 告示事項に変更があったら

告示事項に変更があった場合には代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」（39ページ）に別途必要書類を添え，市長に届け出しなければなりません。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。この告示がない限りは登記手続きに必要な「認可地縁団体の告示事項証明書（認可地縁団体台帳の写し）」の証明内容も更新されません。

※令和８年１０月１日から，地方自治法施行規則の一部改正に伴い，認可地縁団体に係る告示において，代表者または代表者であった者の住所は非表示となり，主たる事務所の所在地が代表者の住所と同一である場合は，当該所在地についても非表示となります。

告示事項は以下のものです。いずれかに変更がある場合は必ず届出をしてください。

① 名称　② 規約に定める目的　③ 区域
④ 主たる事務所　⑤ 代表者の氏名
⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は，その氏名および住所）
⑦ 代理人の有無（代理人があるときは，その氏名および住所）
⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由　⑨ 認可年月日

※令和８年１０月１日から，代表者または代表者であった者の住所は告示において非表示となります。

【申請に必要なもの】

・告示事項変更届出書(39ページ)
・告示された事項に変更があった旨を証する書類
（総会議事録の写し等で,議長および議事録署名人の署名または記名押印があるもの）
・その他必要な書類
（変更される事項により提出書類が異なります。）

６ 各種証明書等に必要な書類

● 告示事項証明書の交付

市長による告示を受けた後には，町会・自治会名義での登記に必要な「認可地縁団体の告示事項証明書（認可地縁団体台帳の写し）」の交付を受けることができます。

告示において，代表者住所の非表示化に伴い，認可地縁団体告示事項証明書の発行についても代表者住所を非表示化したものを発行することになります。

ただし，代表者本人からの申し出または代表者からの委任等，本人の意思を確認できる場合には，住所を表示した証明書の写しを交付することができます。

証明書の提出先に代表者の住所の表示が必要かどうかを，あらかじめご確認のうえ，請求してください。

【申請に必要なもの】

・認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（41ページ）
・手数料　１通３００円
・本人確認ができる書類（運転免許証等）※住所表示を希望する場合のみ
〇交付手数料については，不動産登記や資金借入等の利益追求のためでない場合は，減免申請により減免することができます。

【代理人（会長以外の役員等）が請求する場合】

代表者ご本人以外の方が住所を表示した証明書の写しを請求する場合，個人情報保護のため手続きが厳格になります。以下の２点が揃っていない場合，理由の如何に関わらず交付できません。

① 代表者本人が自署した委任状（原本）コピー不可
② 窓口に来る代理人の本人確認書類（運転免許証等）

※なお，請求の内容や請求者の状況等により，必要となる書類が異なる場合がありますので，請求を予定している場合は，事前に担当課へお問い合わせください。

● 印鑑の登録

認可地縁団体の印鑑を１地縁団体につき１個登録できます。なお，下記のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

② 印影の大きさが１辺の長さ８㎜ の正方形に収まるもの
　または１辺の長さ３０㎜ の正方形に収まらないもの

③ 印影を鮮明に表しにくいもの

④ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

【申請に必要なもの】

・認可地縁団体印鑑登録申請書（42ページ）
・登録する認可地縁団体の印鑑
・代表者の本人確認ができる書類（運転免許証等）
・代表者個人の印鑑登録証明書１通およびその印鑑

※登録できるのは原則として代表者本人のみです。

※市に認可申請をする際代理人を置いた場合は，代理人の本人確認ができる書類（運転免許証等）と代表者等の委任の旨を証する書面があれば，代理人による申請が可能です。

※この注意事項は，「印鑑登録証明書の交付」「登録した印鑑の廃止」を行う際も同様となります。

● 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後，代表者本人は，不動産登記等に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

【申請に必要なもの】

・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（43ページ）
・登録されている認可地縁団体の印鑑
・代表者の本人確認ができる書類（運転免許証等）
・手数料　１通３００円

● 登録した印鑑を廃止するとき

登録した印鑑を廃止するときは,登録されている印鑑を代表者本人が持参し,市長に届出しなければなりません。

【届出に必要なもの】

・認可地縁団体印鑑登録廃止届書（44ページ）
・廃止しようとする登録されている認可地縁団体の印鑑（当該印鑑を亡失したときは，代表者個人の印鑑登録証明書１通およびその印鑑）
・代表者の本人確認ができる書類（運転免許証等）

７ 登記の特例制度について

認可地縁団体となった町会・自治会が不動産の所有権の移転登記を行う際,登記名義人が多数で相続登記されていないなどの理由により，全ての相続人の確定や承諾を得ることが難しく，認可地縁団体への所有権の移転登記が困難なことがあります。

そのため，地方自治法が一部改正され，平成２７年４月１日から，認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。

これにより，一定の要件を満たすものについては，認可地縁団体からの申請に基づき，市長が公告を行い，「公告したが異議の申し出がなかったこと」を証する書面を交付することで，認可地縁団体が特例で申請不動産の保存または移転の登記をすることが可能となりました。

※制度の詳細は「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度の手引き」参照

８ 認可地縁団体に係る税金

地縁団体の認可を受けた法人

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市　　税	法　人　税	減免措置	課税
都道府県税	法　人　税	減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
国　　税	法　人　税	非課税	課税

※固定資産税，不動産取得税については，地縁団体が所有する不動産の使用用途により，減免の可否の判定を行います。

９ 認可の喪失

● 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が次のいずれかに該当するとき，市長は認可を取り消すことがあります。

① 認可の要件（２ページ）のいずれかを欠くこととなったとき

② 不正な手段により認可を受けたとき

● 解散

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかに１つでも該当するとき，認可地縁団体は解散します。解散は地方自治法の規定が準用され，市長に対して届出，および清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

① 規約に定めた解散事由が発生したとき

② 破産手続開始が決定されたとき

③ 認可を取り消されたとき

④ 構成員の承諾のある総会の決議があったとき

⑤ 構成員が欠けたとき

１０ 認可地縁団体同士の合併

認可地縁団体は，同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併をしようとするときは，まず，合併をしようとする各認可地縁団体の現行の規約に基づき招集された総会で，議決されなければなりません。

総会において必要な議決を経たあとは，各代表者が必要な下記書類を揃えて，市長に合併の申請を行います。なお，いわゆる吸収合併の場合は，下記の書類の他に合併後存続する認可地縁団体（※１）の規約変更に係る申請（11ページ）を行う必要があります。

①【 認可申請書 】

様式（37ページ）

②【 規約（合併後・合併前） 】

合併後存続する認可地縁団体（※１）または合併により設立する認可地縁団体（※２）（以下，「合併後の認可地縁団体」という。）の規約と合併前の各認可地縁団体の規約

※１　合併を行う認可地縁団体のうち，１つの団体を除くすべての団体が消滅する合併を行った場合において，存続する団体

（例　団体Ａ・Ｂが合併⇒団体Ａとして存続）

※２　合併を行う認可地縁団体すべてが消滅する合併を行った場合において，新設する団体

（例　団体Ａ・Ｂが合併⇒団体Ｃを新設）

③【 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 】

それぞれの認可地縁団体の総会で，認可を申請することについて決定したことが確認できる議案書と議事録の写しで，議長および議事録署名人の署名または記名押印があるもの。

④【 構成員の名簿 】

構成員全員の住所・氏名を記載した名簿。（町会・自治会区域内に住所を

有する者は誰でも構成員となれる。）

⑤【 合併に向けて合同で実施した共同活動の記録（議事録や活動記録）】

区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類が必要です。

（例　「合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録」や「合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録」）

⑥【 申請者が代表者であることを証する書類 】

申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで，申請者本人の署名または記名押印があるもの

なお，認可地縁団体は，市から合併に係る認可の通知を受けたら地方自治法で規定している債権者保護手続きを行い，当該債権者保護手続が終了した場合には，その旨を市に届け出なければなりません。

【債権者保護手続】

市から認可の通知があった日から２週間以内に，合併後の認可地縁団体の財産目録を作成し，事務所に備えておかなければならない。

あわせて，合併に異義があれば一定期間（２ヶ月以上）内に述べることができる旨を公告し，判明している債権者に対してはそれぞれの認可地縁団体が個別に催告しなければならない。

・期間内に債権者からの異議なし　→　合併を承認したものとみなす

・期間内に債権者からの異議あり　→　認可地縁団体は債権者に弁済等をしなければならない

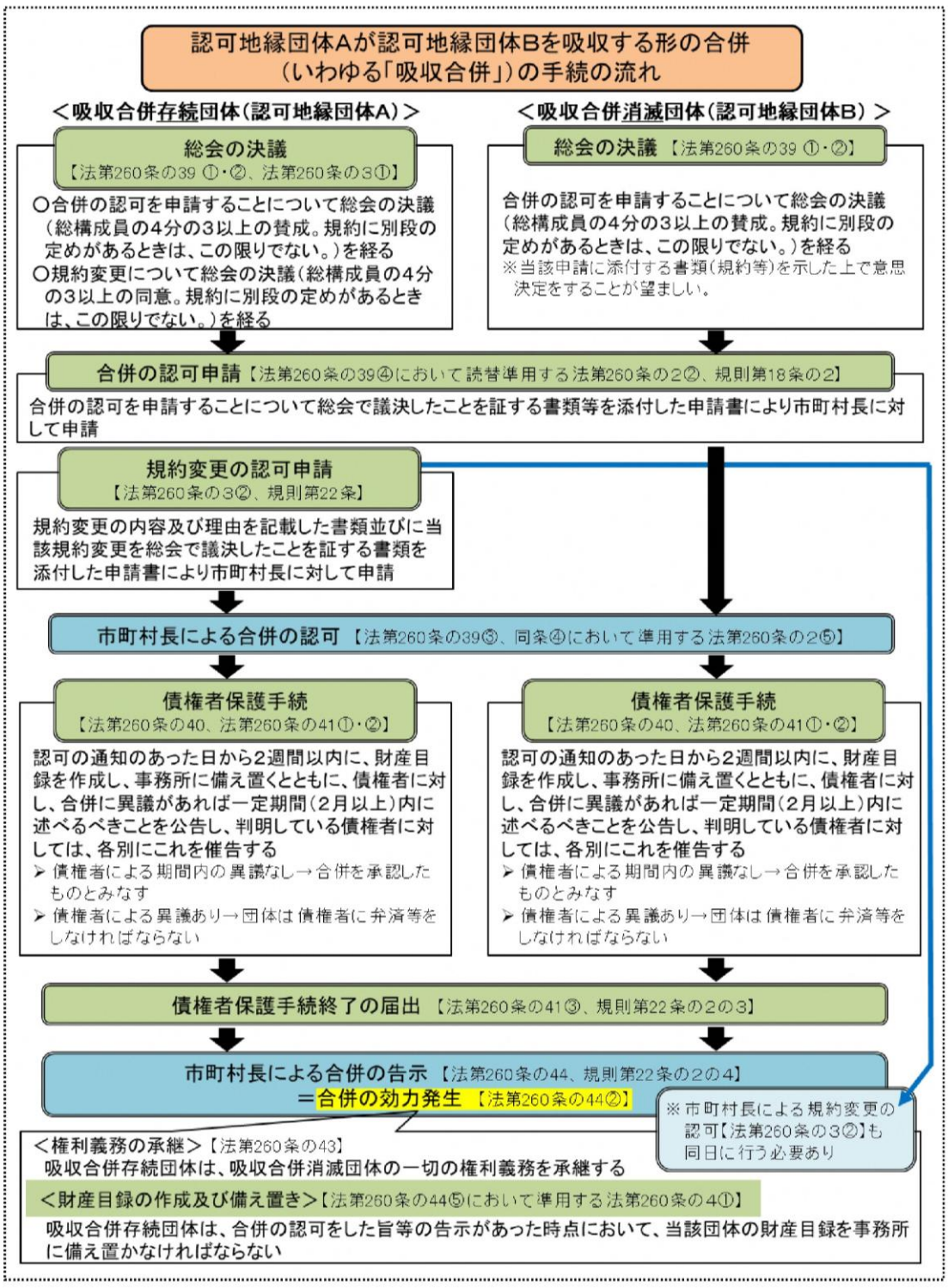
債権者保護手続が終了した場合は，市に対して「合併に係る債権者保護手続終了届出書」（40ページ）を提出する必要があります。

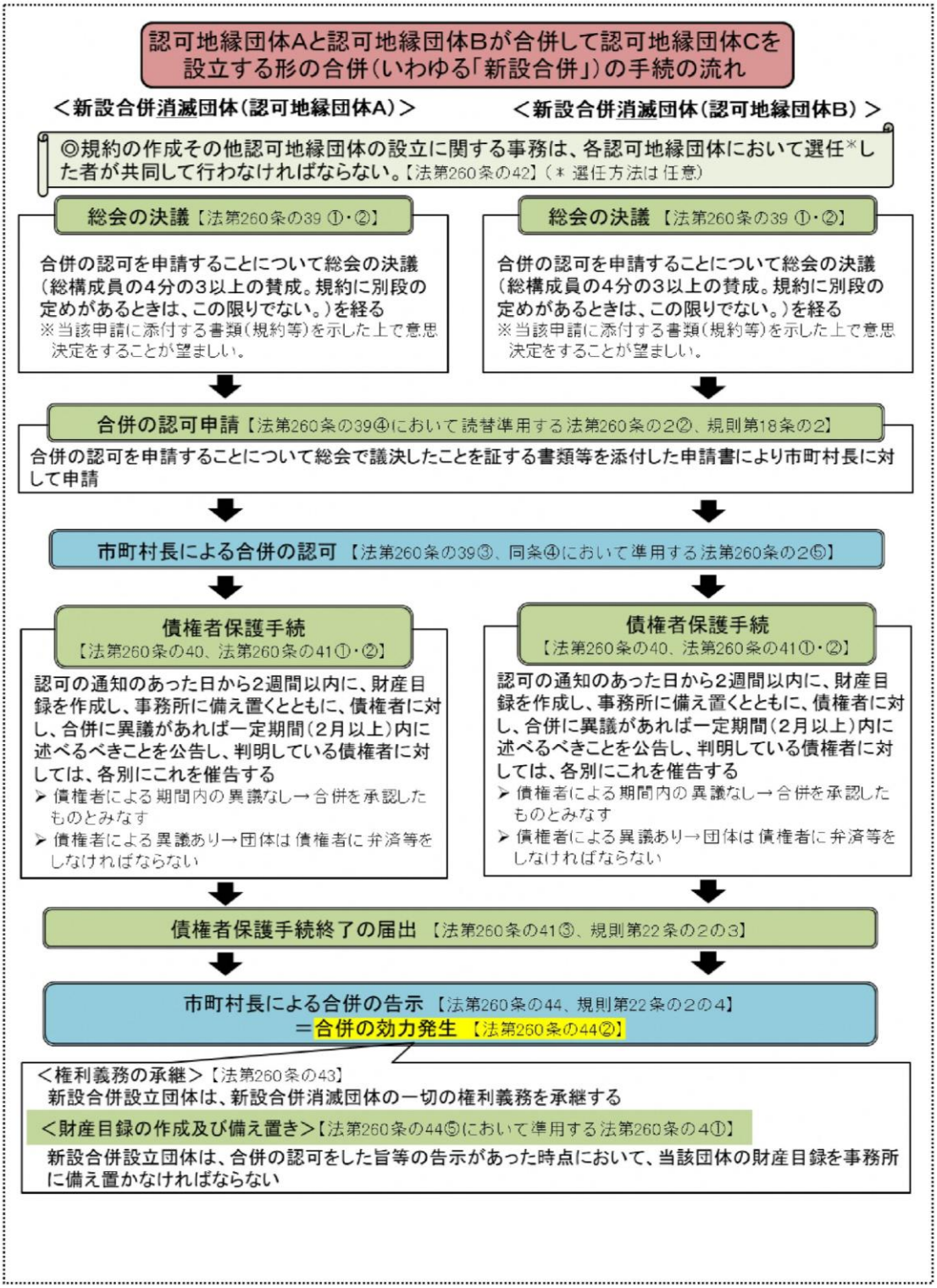
それをもって，市は合併の告示を行い，合併の効力が発生します。また，権利義務については，合併後の町会が合併前の町会の一切の権利義務を継承いた

します。

【参考】令和５年３月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

（注）図中の丸数字は項番号


認可地縁団体Aが認可地縁団体Bを吸収する形の合併
（いわゆる「吸収合併」）の手続の流れ
＜吸収合併存続団体（認可地縁団体A）＞
＜吸収合併消滅団体（認可地縁団体B）＞
総会の決議
【法第260条の39 ①・②、法第260条の3①】
○合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
○規約変更について総会の決議（総構成員の4分の3以上の同意。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
総会の決議 【法第260条の39 ①・②】
合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。
合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】
合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請
規約変更の認可申請
【法第260条の3②、規則第22条】
規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付した申請書により市町村長に対して申請
市町村長による合併の認可 【法第260条の39⑤、同条④において準用する法第260条の2⑤】
債権者保護手続
【法第260条の40、法第260条の41①・②】
認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない
債権者保護手続
【法第260条の40、法第260条の41①・②】
認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない
債権者保護手続終了の届出 【法第260条の41③、規則第22条の2の3】
市町村長による合併の告示 【法第260条の44、規則第22条の2の4】
＝合併の効力発生 【法第260条の44②】
※市町村長による規約変更の認可【法第260条の3②】も同日に行う必要あり
＜権利義務の承継＞【法第260条の43】
吸収合併存続団体は、吸収合併消滅団体の一切の権利義務を承継する
＜財産目録の作成及び備え置き＞【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】
吸収合併存続団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない


認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを設立する形の合併（いわゆる「新設合併」）の手続の流れ
＜新設合併消滅団体（認可地縁団体A）＞
＜新設合併消滅団体（認可地縁団体B）＞
◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任＊した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】（＊ 選任方法は任意）
総会の決議【法第260条の39 ①・②】
合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。
総会の決議【法第260条の39 ①・②】
合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。
合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】
合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請
市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】
債権者保護手続
【法第260条の40、法第260条の41①・②】
認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない
債権者保護手続
【法第260条の40、法第260条の41①・②】
認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない
債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】
市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】
＝合併の効力発生【法第260条の44②】
＜権利義務の承継＞【法第260条の43】
新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する
＜財産目録の作成及び備え置き＞【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】
新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

１１ その他義務等

■その他

代表者およびその他代理人が職務を行うについて,他人に加えた損害を賠償する責任があります。

１２ 留意事項

■認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。

■認可を受けた地縁による団体は，法人として破産，解散および清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり，破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。

規　約　例

○○町会（自治会）規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は，区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　本会は，○○町会（自治会）と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は，函館市○○町△丁目×番□号から××番□□号までの区域とする。

・町がそのまま町会（自治会）の区域となる場合は，「○○町全域とする。」という記載も可能です。

（主たる事務所の所在地）

第４条　本会の主たる事務所は，函館市○○町△丁目×番□号に置く。

（事業）

第５条　本会は第１条の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること。
(2) 専門部活動に関すること。
(3) 会員相互および会内外の各種団体との連絡調整に関すること。
(4) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関すること。
(5) 所有する資産および委託を受けた施設の管理および運営に関すること。
(6) 地域の将来計画の研究に関すること。
(7) その他本会の目的達成に必要な事業。

・上記はあくまでも一例です。この他にも，会の目的達成に必要な事業があれば，記載するようにしてください。

第２章　会員

（会員）

第６条　本会は，第３条に定める区域に住所を有する全ての個人が会員となることができる。

・認可地縁団体以外の場合は，「個人」ではなく「世帯」とすることが一般的です（以下同じ）。
・「本会の活動を賛助する法人および団体は，賛助会員となることができる。」と加筆することも可能です。ただし，賛助会員は，表決権等は有しません。

（会費）

第７条　会員は，総会において別に定める会費を納入しなければならない。

・規約に金額を含めて定めることも可能です。

（入会）

第８条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は，○○に定める入会申込書を××に提出しなければならない。

２　本会は，前項の入会申込みがあった場合には，正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人により○○に定める退会届が××に提出された場合

２　会員が死亡し，または失踪宣告を受けたときは，その資格を喪失する。

第３章　組織

（専門部の設置）

第１０条　本会に，第５条の事業の円滑な運営をはかるため，次の専門部を設置する。

(1)総務部　(2)交通部　(3)防犯部　(4)街灯部　(5)保健福祉部
(6)環境部　(7)青少年育成部　(8)防災部　(9)女性部　(10)○○部

２　専門部には部長を置くものとし，必要に応じ副部長等を置くことができる。

第４章　役員

（役員の種別）

第１１条　本会に，次の役員を置く。

(1) 会長	１人
(2) 副会長	○人
(3) 各専門部長	○人
(4) その他の役員（会計や書記など）	○人
(5) 監事	○人

（役員の選任）

第１２条　役員は，総会において，会員の中から選任する。

２　監事と会長，副会長，各専門部長およびその他の役員は，相互に兼ねることはできない。

・監事は，会計など会務の執行を監査する役職であるため，他の役職を兼務することは避ける必要があります。

（役員の職務）

第１３条　会長は，本会を代表し，会務を総括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名した順序によって，その職務を代行する。

３　各専門部長は，それぞれの部の会務を行う。

４　監事は，次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。

(2) 会長，副会長，各専門部長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計および資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは，これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは，総会の招集を請求すること。

・この他，第１１条で会計や書記などの「その他の役員」を定める場合は，その職務について，明記しておくことが適当と考えます。

（役員の任期）

第１４条　役員の任期は，○年とする。ただし，再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　役員は，辞任または任期満了の後においても，後任者が就任するまでは，その職務

を行わなければならない。

（役員等の報酬）

第１５条　役員等の報酬は，次のとおりとする。

(1) 会長　　月額○，○○○円

(2) 副会長　月額○，○○○円

(3) △△△　月額○，○○○円

・報酬を支払っている場合は，上記のように定めておくことが望ましいです。

・「役員等の報酬は，総会において別に定めるものとする。」という記載も可能です。

第５章　総会

（総会の種別）

第１６条　本会の総会は，通常総会および臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第１７条　総会は，会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１８条　総会は，この規約に定めるもののほか，本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第１９条　通常総会は，毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

・決算終了後，監事の監査を受け，早めに総会を開催することが望ましいです。遅くても３か月以内には開催するようにしてください。

２　臨時総会は，次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の○分の△以上*（５分の１程度が望ましい）*から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第１３条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第２０条　総会は，会長が招集する。

２　会長は，前条第２項第２号および第３号の規定による請求があったときは，その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは，会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して，開会の日の○日前*（少なくとも５日前）*までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第２１条　総会の議長は，その総会において，出席した会員の中から選出する。

・「総会の議長は，会長がこれに当たる。」という記載も可能です。

（総会の定足数）

第２２条　総会は，総会員の○分の△以上*（２分の１以上が望ましい）*の出席がなければ，開会することができない。

・書面または電磁的方法による表決を行った者および表決委任者も出席者に含まれます。

（総会の議決）

第２３条　総会の議事は，この規約に定めるもののほか，出席した会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

・書面または電磁的方法による表決を行った者および表決委任者も出席者に含まれます。

（会員の表決権）

第２４条　会員は，総会において，各々１箇の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第２５条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は，あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し，または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第２２条および第２３条の規定の適用については，その会員は出席したものとみなす。

・この場合における電磁的方法による表決とは，電子メールなどによる送信，web サイト，アプリケーションを利用した表決，情報ディスク等に記録して，当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

（総会の議事録）

第２６条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員の現在数および出席者数（書面および電磁的方法による表決者ならびに表決委任者を含む）

(3) 開催目的，審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には，議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名または記名押印をしなければならない。

・総会が有効に成立し，かつ有効に議決されたことをいつでも証明できるよう，議事録を作成してください。

第６章　役員会

（役員会の構成）

第２７条　役員会は，監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第２８条　役員会は，この規約で別に定めるもののほか，次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２９条　役員会は，会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は，役員の〇分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは，その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を収集するときは，会議の日時，場所，目的および審議事項を記載した書面をもって，少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第３０条　役員会の議長は，会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第３１条　役員会には，第２２条，第２３条，第２５条および第２６条の規定を準用する。この場合において，これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と，「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第７章　資産および会計

（資産の構成）

第３２条　本会の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

（資産の管理）

第３３条　本会の資産は，会長が管理し，その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３４条　本会の資産で第３２条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し，または担保に供する場合には，総会において○分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３５条　本会の経費は，資産をもって支弁する。

（事業計画および予算）

第３６条　本会の事業計画および予算は，会長が作成し，毎会計年度開始前に，総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

２　前項の規定にかかわらず，年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には，会長は，総会において予算が議決される日までの間は，前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告および決算）

第３７条　本会の事業報告および決算は，会長が事業報告書，収支計算書，財産目録等として作成し，監事の監査を受け，毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３８条　本会の会計年度は，毎年○月○日に始まり，△月△日に終わる。

第８章　規約の変更および解散

（規約の変更）

第３９条　この規約は，総会において総会員の〇分の△以上*（４分の３以上が望ましい）*の議決を得，かつ，函館市長の認可を受けなければ変更することはできない。

・認可地縁団体以外の場合は，函館市長の認可が不要なので，次のような記載が考えられます。
→「この規約は，総会において総会員の〇分の△以上の議決を得なければ変更することはできない。」

（解散）

第４０条　本会は，地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は，総会員の〇分の△以上*（４分の３以上が望ましい）*の承諾を得なければならない。

・認可地縁団体以外の場合は，地方自治法によらない任意の団体なので，次のような記載が考えられます。
→「本会は，総会の決議により解散する。この場合において，総会員の〇分の△以上の承諾を得なければならない。」

（残余財産の処分）

第４１条　本会の解散のときに有する残余財産は，総会において総会員の〇分の△以上*（４分の３以上が望ましい）*の議決を得て，本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第９章　雑則

（個人情報保護の取り扱い）

第４２条　本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報の取得，利用，提供および管理については，「個人情報取扱方法（31ページ）」に定め，適正に運用するものとする。

（備付け帳簿および書類）

第４３条　本会の主たる事務所には，規約，会員名簿，認可*（認可地縁団体に限る）*および登記等に関する書類，総会および役員会の議事録，収支に関する帳簿，財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４４条　この規約の施行に関し必要な事項は，総会の議決を経て，○○が別に定める。

附　則

この規約は，○○年○○月○○日から施行する。

○○町会 個人情報取扱方法

（○○年○月総会議決）

（目的）

第１条　本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため，個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第２条　本会は，個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに，町会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第３条　個人情報の取り扱いの方法は，総会資料または回覧で会員に周知する。

（個人情報の取得）

第４条　本会は，「町会加入届」「世帯カード」「調査票」などにより，個人情報を取得するものとする。

２　本会が取得する個人情報は，氏名（家族，同居人を含む），住所，電話番号のほか，生年月日，性別，援護の要否，緊急時連絡先，その他の項目で，本人が同意する事項とする。

３　本会が個人情報を取得する際は，第６条に定める利用目的を速やかに本人に通知するものとする。

４　本会が第三者から個人情報を取得する場合は，取得の経緯を確認し，取得年月日，提供者の氏名，取得した内容等を記録するものとする。

（個人情報の訂正等）

第５条　本会は，前条に基づき取得した個人情報について，本人から開示や訂正，削除等の申し出があった場合，適切に対応する。

（利用）

第６条　取得した個人情報は，次の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）会費請求，管理，その他文書の送付等

（２）会員名簿の作成および会員の区域図の作成

（３）会員相互の親睦を高める活動

（４）入学祝，敬老祝等の対象者把握

（５）見守り活動，緊急時の要援護者への支援活動

（６）総会で議決された事業等

（管理）

第７条　個人情報は，会長または会長が指定する役員が保管するものとし，適正に管理する。

２　不要となった個人情報は会長立ち会いのもとで，適正かつ速やかに廃棄するものと

する。

（提供）

第８条　個人情報は，次にあげる場合を除き，あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命，身体または財産の保護のために必要な場合

（３）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が，法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（５）町会連合会，これらに準じる公共目的の団体・学校

（６）その他，町会等であらかじめ決めた提供先

２　個人情報を第三者に提供する場合は，提供年月日，受領者の氏名，提供した情報の内容等を記録するものとする。

様　　式

申請書様式（第十八条関係）

年　　月　　日

函館市長あて

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地
　名　称
　所在地
代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により，地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので，別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

申請書様式（第十八条の二関係）

年　　月　　日

函館市長あて

認可地縁団体甲
　合併しようとする認可地縁団体の
　名称及び主たる事務所の所在地
　　名　称
　　所在地
　代表者の氏名及び住所
　　氏　名
　　住　所
認可地縁団体乙
　合併しようとする認可地縁団体の
　名称及び主たる事務所の所在地
　　名　称
　　所在地
　代表者の氏名及び住所
　　氏　名
　　住　所

認　　可　　申　　請　　書

地方自治法第260条の39第３項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
　名　称
　所在地
・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所
・合併により消滅する認可地縁団体の名称
　名　称

（別添書類）
１　合併後の認可地縁団体の規約
２　地方自治法第260条の39第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
３　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
５　合併しようとする各認可地縁団体の規約
６　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

申請書様式（第二十二条関係）

年　　月　　日

函館市長あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので，別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

届出書様式（第二十条関係）

年　　月　　日

函館市長あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
　名　称
　所在地
代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので，地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により，告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

届出書様式（第二十二条の二の三関係）

年　　月　　日

函館市長あて

認可地縁団体甲
　合併しようとする認可地縁団体の
　名称及び主たる事務所の所在地
　　名　称
　　所在地
　代表者の氏名及び住所
　　氏　名
　　住　所
認可地縁団体乙
　合併しようとする認可地縁団体の
　名称及び主たる事務所の所在地
　　名　称
　　所在地
　代表者の氏名及び住所
　　氏　名
　　住　所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第１項及び第２項の規定による手続が終了したので、同条第３項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

・　地方自治法第260条の40第２項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第２項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

年　　月　　日

函館市長　　様

住　所
申請者　団体名
氏　名

次の目的に使用するため，地方自治法第２６０条の２第１２項の規定による告示事項に関する証明書の交付を請求します。

使　用　目　的 （該当番号を○で囲んでください。）	１．団体名での不動産登記のため。 ２．資金借入のため。 ３．他官庁等への諸手続の添付のため。 ４．その他［　　］

認可を受けている団体	
事務所の所在地	函館市
団　体　名	
代表者の住所表記 （該当番号を○で囲んでください。）	１．希望する　　２．希望しない （備考：　　）

必要部数	部

別記第１号様式（第２条関係）

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

年　　月　　日

函館市長　　様

□　代表者等　住所

申請者

□　代 理 人　氏名

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録を受けようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体	名　　称	
		主たる事務所の所在地	（番地） 函館市　　町　　丁目　　番　　号
	代表者等	登録資格	
		氏　　名	印
		生年月日	年　　月　　日
		住　　所	（番地） 函館市　　町　　丁目　　番　　号

注　１　この申請は，本人が自らしてください。ただし，代理人により申請するときは，代表者等の委任の旨を証する書面を添付してください。

２　登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参してください。

３　本市において登録している代表者等の個人の印鑑を持参してください。

４　登録資格欄には，代表者等が，代表者，職務代行者，仮代表者，特別代理人または清算人のいずれであるかを記載してください。

別記第６号様式（第７条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年　　月　　日

函館市長　　様

□　代表者等　住所

申請者

□　代 理 人　氏名

次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">登録されている
認可地縁団体印鑑

</td><td rowspan="2">認可地縁団体</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>（番地）
函館市　　町　　丁目　　番　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表者等</td><td>登録資格</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>必要枚数</td><td>枚</td></tr>
</table>

注　１　この申請は，本人が自らしてください。ただし，代理人により申請するときは，代表者等の委任の旨を証する書面を添付してください。

２　登録資格欄には，代表者等が，代表者，職務代行者，仮代表者，特別代理人または清算人のいずれであるかを記載してください。

別記第３号様式（第４条関係）

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 廃 止 届 書

年　　月　　日

函館市長　　様

□　代表者等　住所

申請者

□　代 理 人　氏名

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="5">廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

</td><td rowspan="5">認可地縁団体</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>（番地）
函館市　　町　　丁目　　番　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表者等</td><td>登録資格</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>印</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>

注　１　この届出は，本人が自らしてください。ただし，代理人により届け出るときは，代表者等の委任の旨を証する書面を添付してください。

２　登録している認可地縁団体印鑑を亡失したことによる届出の場合は，本市において登録している代表者等の個人の印鑑を氏名欄に押印してください。

３　登録資格欄には，代表者等が，代表者，職務代行者，仮代表者，特別代理人または清算人のいずれであるかを記載してください。

認可地縁団体に関する手引書

令和８年（2026 年）１０月改訂

●お問い合わせ先●

函館市市民部市民・男女共同参画課

〒040－8666　函館市東雲町４番１３号

☏　0138-21-3139

E-mail　shimin-sekatsu@city.hakodate.hokkaido.jp